

## 同窓会会則改正点

### 改正の趣旨

昨年度までの総会に於いて総会の効率化と理事会の役割について検討が必要という事から事務局より改正案を提案し平成25年度4月の総会に於いて承認されました。

旧会則	改正点
制定・全ての改正年月日	冒頭の記載は制定日と最終改正日とし、会則の最後に附則として全ての制定・改正日を掲載する
<b>第3章 役員</b> 第3章 役員 第6条 5項 理事若干名	理事 14名以上
第6条 6項 評議員若干名	各支部 1名(事情により若干名増員することが出来る。)
第7条 5項 理事 役員会 総会及び役員会が決定した	総会 総会で決定した
6項 役員会において	総会に於いて
第8条 5項 上記に同じ	下記により総会に於いて、通常会員中より、同会員が選出する。 (1) 地域別理事者数は次の通りとする。 安曇野市地域 7名以上 15名以内 松本・東筑地域 4名以上 8名以内 大北地域 3名以上 7名以内 (2) 前項の理事数に満たない地域が生じた場合、その数を他地域に充てることできる。 (3) 東京支部・市役所等支部を有する職域については各1名を選出することができる。
第9条 役員選出にやむを得ない事情の場合は、評議員に於て、会員の意見を代表として役員を選出することができる。	削除  (以下条の数字が現行とずれます)
第11条 役員会	第10条 総会
<b>第4章 会議</b> 第12条 本会に総会を設け、毎年1回定期総会を開き、臨時総会は必要に応じ招集する。 役員会及び理事会は必要に応じ招集する。 第2項の会議は会長が招集する。	本会の会議は総会(評議員総会) 理事会とする。 総会は毎年1回以上開催し、一般会員も出席することが出来る。 臨時総会は必要に応じ会長が招集する。 理事会は必要に応じ会長が招集する。

第 13 条 1 項 役員会が	第 12 条 1 項 理事会が
第 14 条 役員会の決議を	第 13 条理事会を
第 15 条 次の事項は役員会に付議しなければならない。 1、予算案並びに決議案 2、基本金及び基本財産の処分 3、会則の変更 4、その他理事会の要請に基づく事項	次の事項は理事会に付議しなければならない。 1．予算案並びに決議案等総会に付議する事項 2．基本金及び基本財産の処分 3．会則の変更 4．総会で決定した事項の処理 5．緊急事項及び重要事項の処理
第 16 条 次の事項は理事会に付議しなければならない。 1、総会及び役員会に付議する事項の審議 2、総会及び役員会の決定した事項の処理 3、緊急事項及び重要事項の処理	
<b>第 5 章 会計</b> 第 21 条 役員会が	第 19 条 理事会に於いて
第 23 条 役員会の	第 21 条 理事会の
<b>第 6 章 雑則</b> 付則 基本金及基本財産の管理は財団法人鵬会が管理する。この改正会則は昭和 59 年 4 月 14 日より実施する。	第 5 章 会計 第 22 条に移動
支部に関する規定 第 8 条 役員会 事務局に関する規定 第 8 条 評議員会 慶弔に関する規定 第 3 条 役員会 記念林の管理等に関する細則 第 2・9 条 役員会	総会